



国土交通省
信濃川河川事務所

取り扱い
本資料の発表をもって解禁とする。

記者発表資料

平成21年10月 5日

『 一般公募により 河川内の樹木伐採を実施します 』

信濃川河川事務所では、今年から樹木を伐採して頂ける希望者を公募し、伐採木の無償提供を実施します。

河川内の樹木は、洪水時に流れの支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり洪水をせき上げるなど治水上の支障となる恐れがあります。また、河川巡視の際の視野も遮られ、河川管理上の支障になったり、ゴミの不法投棄の温床になっています。

このため、河川管理者である信濃川河川事務所が毎年伐採を続けていますが、一方で近年ハリエンジュ（ニセアカシヤ）のように成長が早い外来種が急速に繁茂し、十分な対応が出来ていないのが実態です。

そこで、薪などとして伐採木を利用したいとの希望が多いことに着目し、経費を節減し伐採促進を図る試みとして伐採希望者を一般公募し、その伐木を無償で持ち帰ってもらう方式を試験的に実施することとしました。



伐採予定箇所の状況(左:長岡市中島地先(信濃川 右岸) 右:魚沼市青島地先(魚野川 左岸)

同時記者発表クラブ

長岡市政記者会
週刊記者会

【問い合わせ先】 信濃川河川事務所
管理課長 本間 政幸
電話)0258-32-3259

一般公募による河川内の樹木伐採の概要

○伐採箇所（予定）

- ・長岡市中島地先（大手大橋下流1.0km付近の信濃川右岸河川敷）3区画（写真1）
- ・魚沼市青島地先（青島大橋と福山橋の間の魚野川左岸河川敷）7区画（写真2）

○伐採量 一区画約250～550m²の区画内の樹木

○応募受付期間：平成21年10月5日（月）から平成21年10月26日（月）

○伐採作業時期：平成21年11月中旬から12月21日（月）まで

○申し込み方法：所定の応募用紙に必要事項を記載し提出。応募者多数の場合は抽選。 （郵送、FAX、メール、持参のいずれでも可）

○詳細は信濃川河川事務所のホームページにも掲載。 URLは<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinano/>です。

○問い合わせ・申し込み先：北陸地方整備局 信濃川河川事務所 管理課 〒940-0098 長岡市信濃1丁目5番30号 TEL0258-32-3259 Fax0258-34-9040 メールアドレス shinano@hrr.mlit.go.jp



写真1 長岡市中島地先(大手大橋下流1.0km付近の信濃川右岸河川敷)

魚沼市青島地先 A=約2,800m²(約250～550m²×7区画)



写真2 魚沼市青島地先(青島大橋と福山橋の間の魚野川左岸河川敷)

公 募

信濃川の河道内樹木伐採の希望者を公募します。
(伐採樹木を無償でお持ち帰りいただけます。)

平成 21 年 10 月 5 日

北陸地方整備局

信濃川河川事務所長

1. 目的

河川内の樹木は、洪水時に流れの支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上問題となります。また、河川巡視の際の視野も遮られ、河川管理上の支障になり、ゴミの不法投棄の温床となっています。

このため、河川管理者である信濃川河川事務所が毎年伐採を続けていますが、一方で近年ハリエンジュ（ニセアカシヤ）のように増殖能力の高い外来種が急速に繁茂し、十分な処理が出来ていないのが実態です。

そこで、信濃川・魚野川の河川内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐木を無償で持ち帰って頂くことにより、経費の節減及び木材資源の有効利用を図る試みを行います。

なお、今年度も今回募集する公募による伐採以外に、従来より実施している当事務所にて伐採した樹木の無償配布を予定しております。配布時期が決まりましたらその都度ホームページに掲載しますのでご確認ください。

2. 伐採箇所及び対象樹木

お一人につき応募区画数は 1 区画とします。なお、総区画数については応募状況を踏まえ、現地の状況が許せば多少増加の可能性もあります。場所は別紙の位置図①、位置図②に示す箇所を予定していますが、現地の状況等により変更する場合があります。伐採対象樹木は区画内の樹木とし、伐採してもよい樹木を具体的に指示します。樹種、樹木の太さなどは場所によって差がありますが、胸高直径 10 cm～20 cm 程度のものが生えている箇所を選定しています。伐採箇所まで軽トラック程度の運搬車両の進入が可能です。

[長岡市中島地区（位置図①参照）]

- ・ 場所：長岡市中島地先（大手大橋下流 1.0 km 付近の信濃川右岸河川敷）
- ・ 伐採面積：1 区画約 400m² を計 3 区画程度。
- ・ 現地に関する問い合わせ先：信濃川河川事務所 長岡出張所

〒940-0098 長岡市信濃 2-10-25 Tel.0258-32-4426

[魚沼市青島地区（位置図②参照）]

- ・ 場所：魚沼市青島地先（青島大橋と福山橋の間の魚野川左岸河川敷）

- ・伐採面積：1区画約250～550m²を計7区画程度。
- ・現地に関する問い合わせ先：信濃川河川事務所 堀之内出張所
〒949-7412 魚沼市与五郎新田 4-1 Tel.025-794-2064

3. 伐採条件

いずれの箇所においても、下記の条件及び別紙－3「河川敷地内の樹木伐採にかかる許可申請書」の条件に従って実施してください。

(1) 実施内容、費用等の負担

伐採、搬出について要する費用、労力等は、全て伐採を認められた応募者（以下「伐採資格者」という）の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。なお、枝については伐採資格者が持ち帰りを希望しない場合は、一箇所に集積して頂きます。

(2) 第三者への危害の防止及び賠償責任

作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占有者及び他地区の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一危害を発生したときは伐採者が賠償責任を負うものとし、

第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、長岡市中島地区については長岡出張所、魚沼市青島地区については堀之内出張所へ申し出て下さい。

(3) 伐採時期

公募期間終了後速やかに伐採資格者を選定し通知しますので、別紙－3「河川敷地内の樹木伐採にかかる許可申請書」を提出して頂き、所要の手續等が完了後、各自の区画について4週間程度の期間内に実施して頂きます。なお、伐採完了後は速やかに各出張所に報告して頂きます。具体的な日程等は許可申請書提出の際に各出張所と協議して頂きます。

(4) 作業実施期間

当選通知に同封する許可申請書の提出の翌日から12月21日（月）まで
時間は8時から17時とします。土日祝日も可能です。
(当選通知は11月16日頃の発送を予定)

4. 応募資格

個人、法人、地方自治体など特に制限はありませんが、新潟県内に住所又は本店・営業所等を有する方に限ります。また、伐採木を自家消費される方に限定させていただきます。

5. 伐採木の使途

ハリエンジュは外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で「要注意外来生物リスト」に指定され、環境省から適切な取り扱いの協力を求められている

ことから、燃料やチップ化など分布拡大のない使用目的に限定します。

6. 応募者多数の場合の伐採者資格者の決定方法

公共機関または公益的事業を目的とする団体等を優先します。その他については原則として信濃川河川事務所が抽選を行い、区画の割り当てを含めて公平に決定し、速やかに伐採資格者へ通知します。なお、一世帯につき一区画とさせていただきます。抽選結果について不服申し立ては認められません。

7. 申し込み方法

別紙-1「応募用紙」に必要事項を記載し、応募期限までに下記へ提出して下さい（郵送、FAX、メール、持参可）。なお、応募用紙は、インターネットの信濃川河川事務所のホームページにも掲載しています。

応募者には簡単な別紙-2「アンケート」への協力をお願いいたします。応募用紙と併せて提出してください。

①応募受付期間：平成21年10月5日（月）から平成21年10月26日（月）までとし、持参する場合は9時00分から17時00分までとする。

②受付・問合せ場所：北陸地方整備局 信濃川河川事務所 管理課

〒940-0098 長岡市信濃1丁目5番30号

TEL0258-32-3259 Fax0258-34-9040

メールアドレス shinano@hrr.mlit.go.jp

8. その他

- ・応募者は止むを得ない事由が発生した場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。
- ・伐採資格者を通知した以降において、当人に河川管理上好ましくない行為があった場合には、許可を取り消す場合があります。その際には原状回復等の措置を求める場合があります、また伐採のためにそれまでに生じた費用は当人にご負担いただきます。
- ・公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず中止する場合があります。

伐採公募箇所位置図

○長岡市中島地先



○魚沼市青島地先



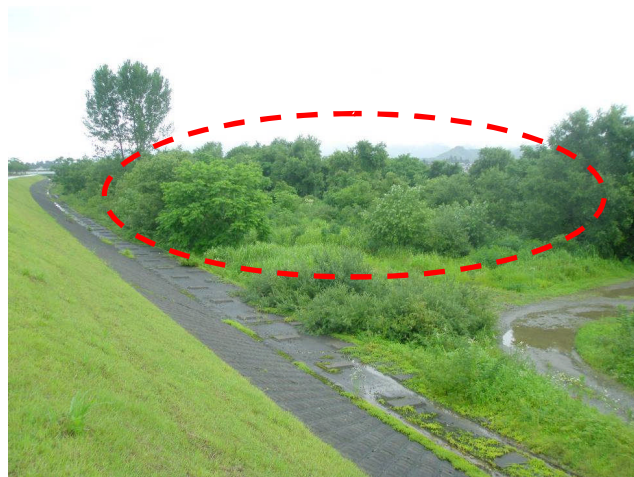
伐採箇所の詳細な位置については、位置図①、位置図②をご参照ください。

位置図①



伐採箇所樹木状況

※現地については、今後区画分けを実施します。予定地の樹木の繁茂状況について、ご自由にご確認ください。



伐採箇所樹木状況



伐採箇所樹木状況

※現地については、今後区画分けを実施します。予定地の樹木の繁茂状況について、ご自由にご確認ください。

応募用紙

平成 年 月 日

北陸地方整備局

信濃川河川事務所長 殿

応募者

住所 〒

氏名

印

平成21年10月5日付けで公募されました、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 場所：①長岡市中島地先 ②魚沼市青島地先
(いずれか一つに○印を付けて下さい。)
2. 伐採木の使用目的
3. 現地の確認状況：①確認済み②未確認
(いずれか一つに○印を付けて下さい。)
4. 応募者の連絡先
電話番号(携帯可) :
FAX :
メールアドレス :

以上

信濃川の河道内樹木伐採者公募に関するアンケート

※今回の公募に限らず、仮に今後公募が実施される場合も想定し可能な範囲でお答えください。選択肢があるものは番号に○を、() 内については具体的に記載してください。

Q 1	公募についてどのようにして知りましたか？ ①インターネット ②新聞記事 ③市町村広報 ④口コミ ⑤その他 ()
Q 2	応募の動機は何ですか？ ①樹木が欲しい ②治水目的に協力したい ③環境をよくしたい ④その他 ()
Q 3	伐木を使用するのはどなたですか？ ①家庭用 (自己消費のみ) ②その他 ()
Q 4	伐木の利用目的はなんですか？ ①薪 ②その他 ()
Q 5	実際に伐採作業を行うのはどなたですか？ ①自分・家族 ②専門業者に頼む ③その他 ()
Q 6	自然林の伐採経験はありますか？ ①ある。②ない。③その他経験 ()
Q 7	運搬手段は何ですか？ ①軽トラック ②4 tトラック ③10 tトラック ④その他 ()
Q 8	伐木の量はどれくらいが適当ですか (今回は約 250~550m ² の区画を対象としました) ①材木量として軽トラック () 台分程度 ② () くらい
Q 9	対象樹木として希望する樹種は？ ①ハリエンジュ (ニセアカシア) ②何でもいい ③その他 ()
Q 10	Q 9 のように答えられた理由は何ですか？ ()
Q 11	対象樹木の大きさはどの程度が適当ですか？ ()
Q 12	伐採時期はいつ頃が適当ですか？ ① () 月頃が良い ②いつでも良い
Q 13	その他、ご意見等がありましたら何でもご自由にお書きください。

記入者名： _____

河川敷地内の樹木伐採にかかる許可申請書

平成 年 月 日

北陸地方整備局長 殿

申請者
住所
氏名 印
電話番号

下記のとおり、河川敷地内の樹木を伐採したいので河川法27条第1項に基づき申請します。

1. 河川の名称
2. 場 所
3. 作業期間 許可の日から平成 年 月 日
4. 作業方法（使用する資機材、安全管理対策等）

5. 伐木の使用目的

.....
実施にあたっての条件

1. 伐採、搬出に伴い第三者に生じた損害については伐採者の負担とする。
2. 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
3. 河川管理施設を損傷しないよう注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧する。
4. 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
5. ゴミ等は出さないものとし、使用後の片付け、清掃は入念に行い河川美化に努める。
6. 枝を引き取らない場合は出張所の指示に従い一箇所に集積する。
7. 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らない。
8. 指定された以外の樹木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
9. 当選以降の取り消し
伐採準備あるいは着手後においても、当選者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は当選者が負担する。

記入例

河川敷地内の樹木伐採にかかる許可申請書

平成 年 月 日

北陸地方整備局長 殿

申請者

住所 長岡市〇〇 〇〇番地

氏名 信濃川 太郎 印

電話番号 0258-00-0000

下記のとおり、河川敷地内の樹木を伐採したいので河川法27条第1項に基づき申請します。

1. 河川の名称 信濃川
2. 場所 〇〇市〇〇地先 応募箇所を記載
3. 作業期間 許可の日から平成 年 月 日 3. 伐採条件(3)で指定した期日以内で記載
4. 作業方法(使用する資機材、安全管理対策等)
 - ・チェーンソーによる伐採、軽トラックによる搬出
 - ・隣接区画と同時伐開時には、倒木が隣接区画へ入らないよう気をつける。
5. 伐木の使用目的

.....

実施にあたっての条件

1. 伐採、搬出に伴い第三者に生じた損害については伐採者の負担とする。
2. 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
3. 河川管理施設を損傷しないよう注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧する。
4. 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
5. ゴミ等は出さないものとし、使用後の片付け、清掃は入念に行い河川美化に努める。
6. 枝を引き取らない場合は出張所の指示に従い一箇所に集積する。
7. 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らない。
8. 指定された以外の樹木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
9. 当選以降の取り消し
伐採準備あるいは着手後においても、当選者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は当選者が負担する。

公募伐採手続きの流れ

